

# 相生市就学前保育・教育施設のあり方

相生市

令和7年12月

はじめに	1
第1章 未就学児童の保育・教育ビジョン	2
1 未就学児童を取り巻く社会潮流と課題	2
(1) これまでの本市の主な取り組み	2
(2) 社会潮流と方向性	2
2 本市が目指す未就学児童の保育・教育について	3
(1) 基本的な考え方	3
(2) 本市の就学前保育・教育の指針	3
第2章 現状分析	6
1 市立保育所等の施設整備状況	6
2 未就学児童数から見た現状	6
(1) 未就学児童数の今後の見込み	6
(2) 学年毎の就園状況	7
(3) 市内認定こども園等の入所申込状況	8
(4) 市立保育所等の利用率	9
(5) 就学前施設の利用希望状況（ニーズ調査から）	10
(6) 待機児童の状況	11
第3章 施設整備の基本方針	12
1 未就学児童数から見た総定員数及び必要施設規模	12
2 施設整備の考え方	12
(1) 本市が目指す未就学児童の保育・教育の実施	12
(2) 待機児童の解消	12
(3) 保護者ニーズ等現状に沿った施設形態	12
(4) 公共施設等総合管理計画等との関係	12
(5) 施設整備及び維持管理経費との関係	12
(6) 施設整備の基本方針	13
(7) 施設の運営方法	13
第4章 市立保育所等の適正配置	14
1 適正配置	14
2 運営形態	14
3 施設整備地	14
4 新施設までの距離と所要時間	15
5 市立保育所等として整備が必要となる施設の規模	16
(1) 施設の規模	16
(2) 施設運営に要する職員数	19
6 新施設での保育教育活動の開始時期	19
おわりに	20

## はじめに

本方針は、今後の本市における更なる魅力的で特色ある未就学児童の保育・教育を提供することを目指し、幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領を前提とし、先進地視察や学識経験者の知見等を参考とした保育・教育の方向性と、将来的な未就学児童数や現在の就学前施設の就園状況、保護者の利用希望状況、待機児童の状況、更に限られた財源における持続可能な運営等を見越した適正配置や施設の運営方法など、市立保育所等のあり方について取りまとめたものです。

本方針を基として施設整備を行い、今後の本市における未就学児童の保育・教育について、一層の充実を目指していきます。

本書において掲げる用語の定義は次のとおりとする。

- ・市立保育所等 …市立保育所及び市立幼稚園
- ・私立保育所等 …私立保育所、私立認定こども園、私立小規模保育園及び私立家庭的保育室
- ・認定こども園等…保育所、認定こども園、小規模保育園及び家庭的保育室

## 第1章 未就学児童の保育・教育ビジョン

### 1 未就学児童を取り巻く社会潮流と課題

#### (1) これまでの本市の主な取組み

幼児一人一人の特性や発達の課題把握に努め、幼児が自分の個性を發揮しながら主体的に活動を行うよう、個に応じた指導の工夫や改善を実施しました。また、幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続を図るため、保育所・幼稚園と小学校との交流活動を実施しました。さらに、幼稚園と小学校の教職員が合同研修を実施するなど、お互いの教育に対して理解を深めました。

市立幼稚園においては、家庭の経済的負担軽減を図るため、給食費無料化を実施するとともに、3歳児の幼稚園教育を兵庫県下で最も早く導入し、幼児の豊かな心の育成、基本的な生活習慣の形成、道徳性、規範意識の醸成等を柱として教育活動を行いました。創意ある幼児教育、また、本市独自のワンピース・イングリッシュに取り組み、必要に応じ支援員を配置するなど教育環境の充実に努めました。また、預かり保育は、市立幼稚園に通園する4・5歳児の希望者を対象に、保護者の子育てに対する不安やストレスの緩和、幼児の健やかな成長を図ることを目的に教育時間を延長し、教育活動を行いました。令和元年10月からは預かり保育料を無料とし、令和2年度からは終了時間を17時に拡大しました。

市立保育所においては、保育を必要とする子どもの保護者ニーズに対応するため、通常の保育活動に加えて、延長保育、一時保育及び休日保育などの事業を進めるとともに、家庭の経済的負担軽減を図るため、3歳児以上の児童に対する副食費の一部補助を行ってきました。

#### (2) 社会潮流と方向性

少子化・核家族化・情報化をはじめとする社会の変化に伴い、子どもの育ち方や家庭のあり方に変化が見られるようになってきました。生活が便利になり生活様式が変わってきたこと、地域の公園で遊んだり子ども同士で群れて遊んだりする機会が減少していること、ゲーム機・スマートフォンの普及等、社会はめまぐるしく変化しています。子どもたちは日常生活や遊びの中で体を動かす機会が減り、体力・運動能力が低下していることも問題となっています。家族形態においては、共働きやひとり親が増え、子どもの預け先として認定こども園等へのニーズが高まっています。また、育児に取り組む親の孤立化などにより、育児負担や不安をもつ保護者が増え、社会の変化に対応した支援が必要とされています。

小学校教育との連携は、小学校区を中心に行われていますが、学校により取組みは様々です。未就学児童の保育・教育と小学校教育との接続期のカリキュラムを共有するなど、職員間の意見交換をして連携を強化し、幼児期に遊びを通して育ってきた力を小学校に引き継いで教科学習へと円滑に接続していくことが求められています。

## 2 本市が目指す未就学児童の保育・教育について

### (1) 基本的な考え方

教育の基本は「人づくり」であり、人づくりが将来の「まちづくり」につながるものと考えます。

人づくりの根っこを養う「相生の教育」は、少子高齢化や超スマート社会といったためまぐるしく変化する時代においても自立した人間を形成できるよう、主体的な判断力、未来を切り拓く力、多様な人と共生する豊かな心を持った人づくりを目指していきます。

生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な幼児期に、同年代の幼児との集団生活を通して、心身ともに健やかに成長することができるよう、幼児一人一人の特性に応じた保育・幼児教育の充実を図ります。また、家庭・地域・小学校等と連携した取組みを進めるとともに、子育てに関する情報提供、保護者からの子育てに対する相談への対応など、子育てを支援します。

さらに、保育・教育の一体提供を推進することで、複雑・多様化するライフスタイル及び保育・教育ニーズに対応し、これまで以上に幼児期の人づくりの充実を目指します。

### (2) 本市の就学前保育・教育の指針

基本的な考え方に基づき、周囲からのたくさんの愛情ある関わりとともに、適切な環境を整え、生活や遊びを土台とした質の高い幼児教育に本市全体で取り組んでいく必要があります。

幼児教育の基本的な考え方のもと、「人づくりの根っこを養う相生の教育」を本市の幼児教育推進の基本目標とし、ワンピース・イングリッシュ・AIOI、食育推進、給食費の無料化等の本市の特色ある事業を継続しながら、幼児教育を取り巻く様々な状況の変化や課題を踏まえ、新たに10項目の方向性を定め、幼児教育の充実を図ります。

#### ア 発達や学びの連続性を踏まえた保育・教育の充実

幼児との信頼関係をもとに幼児理解を深め、幼児の特性や発達の課題の把握に努めます。

幼児期において、自尊感情や粘り強さ、挑戦する力といった非認知的能力(学びに向かう力)を身につけるため、自発的な活動である遊びを通して、自ら考えようとし、意欲や粘り強さをもって取り組む姿勢を育みます。

また、幼児一人一人が自己肯定感を高め、可能性が広がるような指導ができるような機会を増やすとともに、専門家との連携を図りながら、保育所・幼稚園教育の充実に努めます。

## イ 子どもの多様性に応じた保育・教育の充実

障がいのある子どもや外国にルーツをもつ子どもなど特別な支援を必要とする子どもに対して、一人一人の発達過程や状態を踏まえた、きめ細やかな支援に努めます。

## ウ 家庭・地域社会との連携と小学校との円滑な接続

保育所・幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るため、保育所と幼稚園の交流や保育所・幼稚園と小学校との交流、教職員の合同研修などを推進します。また、なぎさホールなどを活用した幼児と保護者が関わる場の提供、地域との連携による本市の特産品を活用した食育事業などを推進します。

## エ 英語に親しむ環境の充実

本市の幼児教育の特徴であるワンピース・イングリッシュをベースとして、引き続き、幼児期から英語に親しむ環境を充実させるため、外国人英語指導講師を配置し、小学校での英語教育へ円滑な接続を図ります。

## オ ふるさと保育・教育

地域の自然と関わったり、地域の特色を遊びに取り入れたりしながら、生活や遊びの中で地域の自然や歴史、食文化等に触れるとともに、本市の郷土理解を図る教育を推進し、ふるさとに愛着がもてるような創意ある保育・教育活動を実施します。

## カ ICT環境

ICTの活用については、幼児期の直接的・具体的な体験が重要であることを踏まえ、ICTの特性や使用方法を十分考慮した上で、子どもの直接的・具体的な体験をさらに豊かにするための工夫をしながら、幼児教育を行う施設がその必要性に応じて活用を進めます。また、オンラインを活用した交流活動や情報発信、教育相談や職員研修などが効率的・効果的に実施できるよう、ICT環境の充実に努めます。

## キ 幼児保育・教育の機会拡充

3歳児から保育を実施することで幼児教育の機会拡充を図るとともに、保護者のニーズが高い預かり保育を引き続き全ての市立幼稚園で実施するとともに、市立保育所において、延長保育、一時保育及び休日保育を実施します。

## ク 子育て支援

適正な教職員数の確保に努めるとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもを育てやすい環境づくりを推進するため、預かり保育、給食費の無料化、副食費の一部補助等を実施します。また、子育てに取り組む親の子育ての負担や不安を解消するため、交流の場の設置、情報提供や相談など子育てを支援します。

#### ケ 職員の資質と専門性の向上

教職員として必要な使命感や責任感、教育的愛情、教職に関する専門的知識・実践的指導力に加え、キャリアステージに応じた資質・能力を有機的に結びつけ構造化する力等を養成するため、体系的に研修を実施します。

そして、子どもたちに質の高い教育を提供するとともに、様々な教育課題に適切に対応できるよう、教職員の資質と実践的指導力の向上に努めます。

#### コ 市立保育所・幼稚園の認定こども園化

保護者の就労形態に関わらず保育・教育を受けられる仕組みづくりや多様化する保育・教育ニーズに対応するため、保育所と幼稚園の両方の良さを併せ持つ市立保育所等の認定こども園化を段階的に進めます。

## 第2章 現状分析

### 1 市立保育所等の施設整備状況

現在、市立保育所等は9施設設置しています。保育所が3施設、幼稚園が6施設で、各施設の構造や建築年、面積等は以下のとおりです。

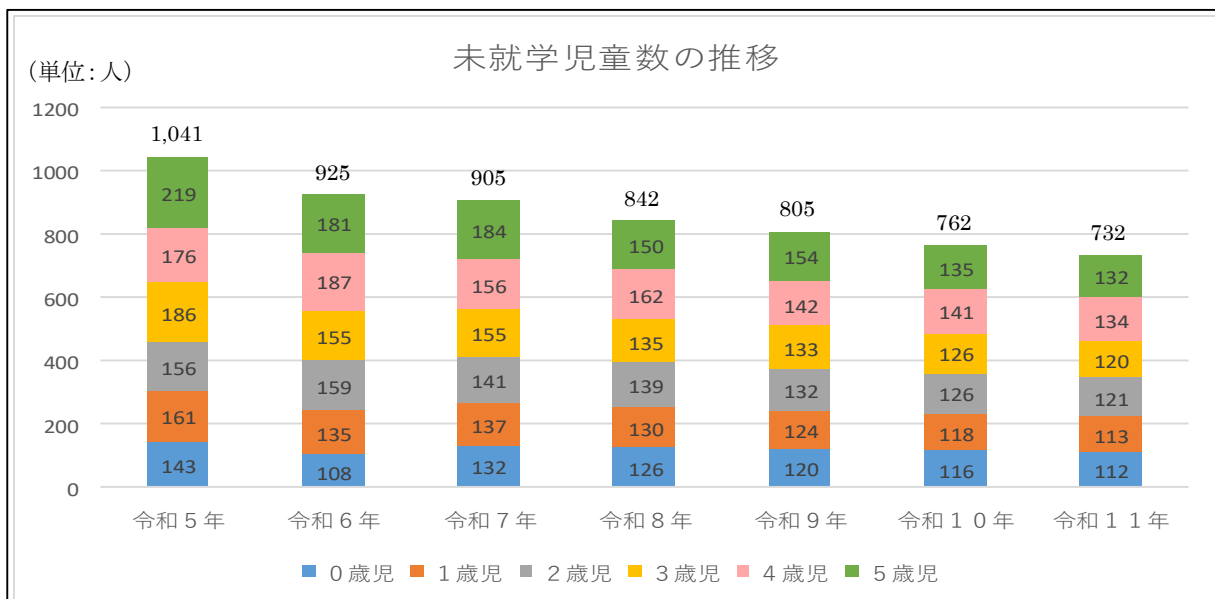
種別	施設名	構造	建築年	延床面積	敷地面積
市立保育所	相生保育所	鉄骨造	S 4 7	4 6 2 m <sup>2</sup>	1, 1 3 5 m <sup>2</sup>
	平芝保育所	鉄骨造	H 4	5 9 2 m <sup>2</sup>	1, 9 2 0 m <sup>2</sup>
	矢野川保育所	鉄骨造	S 4 8	4 2 3 m <sup>2</sup>	1, 5 2 1 m <sup>2</sup>
市立幼稚園	相生幼稚園	木造	H 3	4 2 8 m <sup>2</sup>	1, 8 9 5 m <sup>2</sup>
	平芝幼稚園	木造、鉄骨造	S 4 8	7 0 0 m <sup>2</sup>	3, 0 5 1 m <sup>2</sup>
	中央幼稚園	鉄骨造	H 1 1	6 0 2 m <sup>2</sup>	2, 9 4 8 m <sup>2</sup>
	矢野川幼稚園	木造、RC造	S 5 2	5 5 2 m <sup>2</sup>	3, 1 8 1 m <sup>2</sup>
	山手幼稚園	鉄骨造	H 1 3	9 9 1 m <sup>2</sup>	3, 8 6 5 m <sup>2</sup>
	あおば幼稚園	木造	H 1 4	8 9 0 m <sup>2</sup>	3, 6 6 8 m <sup>2</sup>

※相生・矢野川保育所は仮設園舎への移転前

### 2 未就学児童数から見た現状

#### (1) 未就学児童数の今後の見込み

令和6年度に実施した第3期相生市子ども・子育て支援事業計画策定に基づき算出した将来の未就学児童数推計では、未就学児童数は減少傾向にあります。コロナ禍や物価高騰等が出生数に大きく影響を及ぼしていると考えますが、令和11年の児童数は、現時点で750人程度になるものと見込んでいます。



(2) 学年毎の就園状況

下表は、市立保育所等及び私立保育所等における令和6年度当初の未就学児童の就園状況（市外からの受託児童を除く。）です。学年毎にどのぐらいの割合の児童がどの種別の施設を利用しているかを示すもので、学年があがるにつれて、就園者の割合が増加しています。

(単位：人、%)

出生年度	学年	人口	保育所	認定こども園		家庭的 保育事業	幼稚園	合計
				2・3号	1号			
H30	5歳児	181	47	33	14	—	81	175
			26.0	18.2	7.7	—	44.8	96.7
R1	4歳児	187	57	44	13	—	55	169
			30.5	23.5	7.0	—	29.4	90.4
R2	3歳児	155	37	45	10	—	43	135
			23.9	29.0	6.5	—	27.7	87.1
R3	2歳児	159	49	24	—	8	—	81
			30.8	15.1	—	5.0	—	50.9
R4	1歳児	135	41	12	—	4	—	57
			30.4	8.9	—	2.9	—	42.2
R5	0歳児	108	6	6	—	0	—	12
			5.6	5.6	—	0.0	—	11.2
合計		925	237	164	37	12	179	629
			25.6	17.7	4.0	1.3	19.4	68.0
定員			286	161	70	17	735	1,269
			82.9	101.9	52.9	70.6	24.4	49.6

※下段は就園率

※幼稚園については休園中の相生幼稚園を除く。

(3) 市内認定こども園等の入所申込状況

下表は令和4年度から令和6年度における市内の認定こども園等のいわゆるフルタイム対応施設への入所申込者数（一斉入所申込時）を年度毎に集計したものです。

直近3か年における状況では、未就学児童数が減少傾向にあるなか、フルタイム対応施設への申込者数が微増傾向にあり、保護者のニーズが幼稚園から認定こども園等へ変遷していると分析します。

令和4年度入所申込者数

(単位：人)

施設名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
相生保育所	0	6	12	15	15	15	63
平芝保育所	3	6	12	15	15	15	66
矢野川保育所	4	4	12	5	15	10	50
八幡保育所	5	10	10	15	16	15	71
ゆりかごの家	6	13	13	—	—	—	32
どんぐりの家	3	12	14	22	25	23	99
テレジア幼稚園	—	1	13	16	26	15	71
めばえ	0	2	3	—	—	—	5
キッズサポート	—	0	6	—	—	—	6
合計	21	54	95	88	112	93	463

令和5年度入所申込者数

(単位：人)

施設名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
相生保育所	2	5	11	14	14	14	60
平芝保育所	7	13	13	17	13	15	78
矢野川保育所	3	8	4	13	5	14	47
八幡保育所	5	14	11	17	15	16	78
ゆりかごの家	3	7	10	—	—	—	20
どんぐりの家	5	10	15	29	21	24	104
テレジア幼稚園	—	2	10	18	16	28	74
めばえ	1	2	1	—	—	—	4
キッズサポート	—	1	0	—	—	—	1
合計	26	62	75	108	84	111	466

令和6年度入所申込者数

(単位：人)

施設名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
相生保育所	3	6	8	17	14	15	63
平芝保育所	6	13	12	10	16	15	72
矢野川保育所	3	5	9	7	15	7	46
八幡保育所	3	10	15	13	14	14	69
ゆりかごの家	0	7	13	—	—	—	20
どんぐりの家	5	21	17	30	24	20	117
テレジア幼稚園	—	3	9	18	25	18	73
めばえ	2	0	3	—	—	—	5
キッズサポート	—	1	0	—	—	—	1
合計	22	66	86	95	108	89	466

※希望施設を複数記載の場合は、第一希望の施設のみでカウント

(4) 市立保育所等の利用率

下表は市立保育所等毎の令和5年度の利用率を示しています。施設定員上で見ると保育所3施設の平均利用率は79.9%で、幼稚園は休園中の相生幼稚園を除く5施設の平均が30.8%となっています。

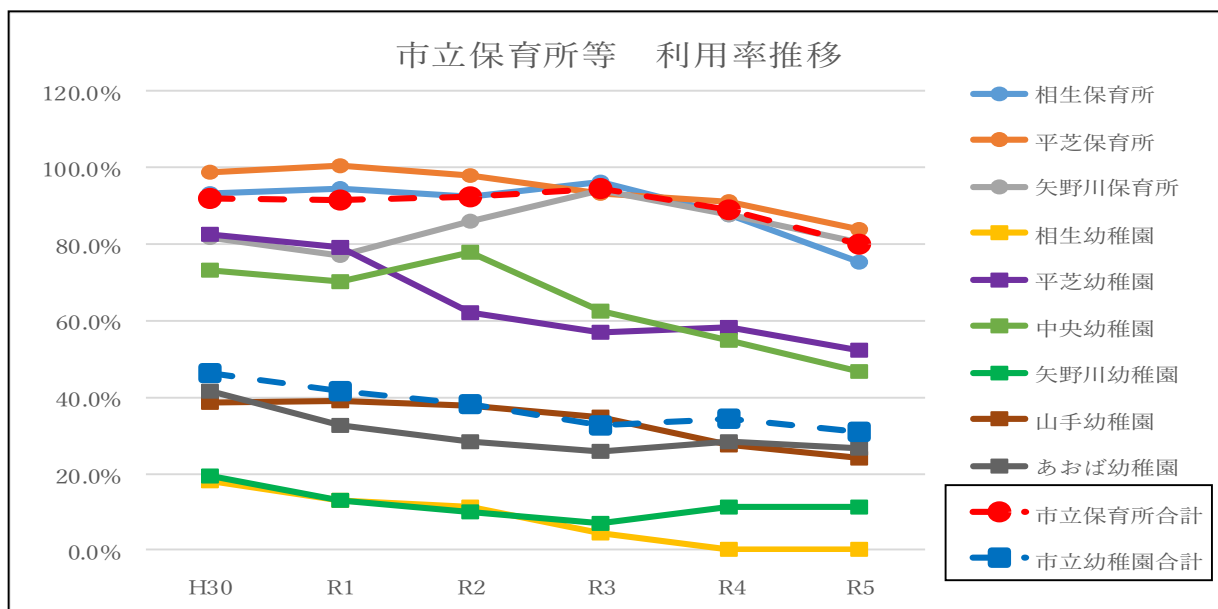
(単位：人、%)

種別	施設名	対象児童	開園時間	定員	児童数	利用率
市立 保育所	相生保育所	0～5歳児	7時～18時	70	52.7	75.3
	平芝保育所	0～5歳児	7時～18時	70	58.8	84.0
	矢野川保育所	0～5歳児	7時～18時	55	44.3	80.5
	計			195	155.8	79.9
市立 幼稚園	相生幼稚園	3～5歳児	8時40分～14時	休園中		
	平芝幼稚園	3～5歳児	8時40分～14時	140	73.5	52.5
	中央幼稚園	3～5歳児	8時40分～14時	105	49.2	46.9
	矢野川幼稚園	3～5歳児	8時40分～14時	140	15.6	11.1
	山手幼稚園	3～5歳児	8時40分～14時	175	41.8	23.9
	あおば幼稚園	3～5歳児	8時40分～14時	175	46.6	26.6
	計			735	226.7	30.8

※児童数については受託を除いた令和5年度の各月の入所児童数を合計し、12で除した数値

なお、保育料の無償化が始まる前の平成30年度から令和5年度までの利用率は下図のとおり推移しています。

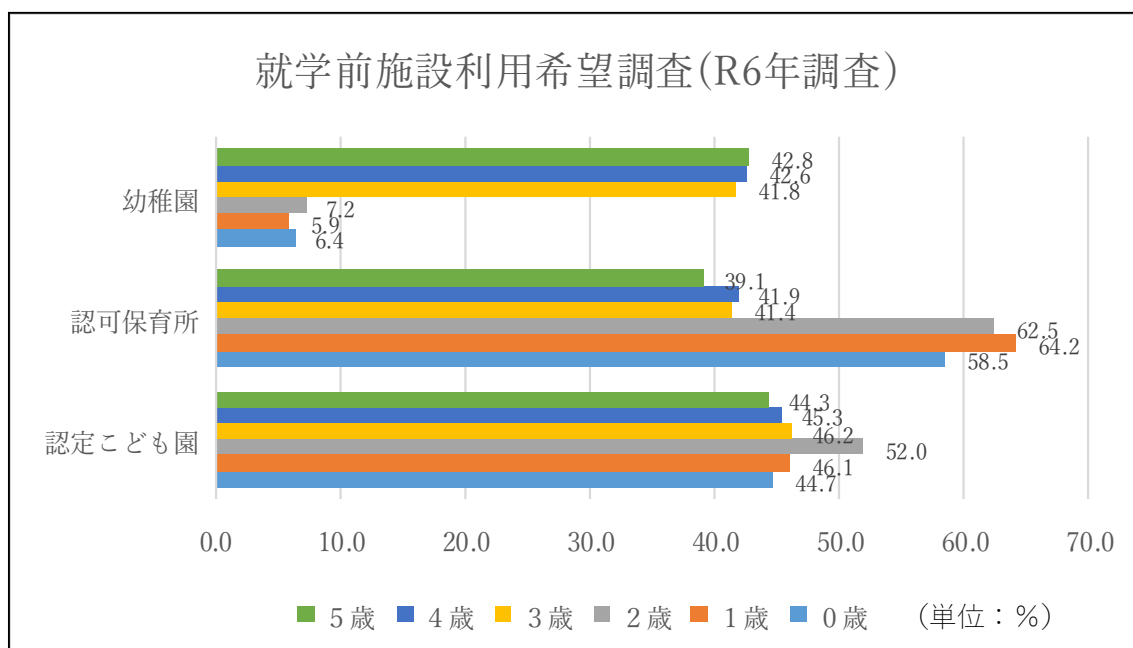
令和元年10月から開始された保育料無償化の影響としては、平成30年度と令和元年度の利用率を比較すると、2保育所の利用率は増加し5幼稚園の利用率は減少していることから、利用者の一部が幼稚園から保育所に移行したものと分析しています。

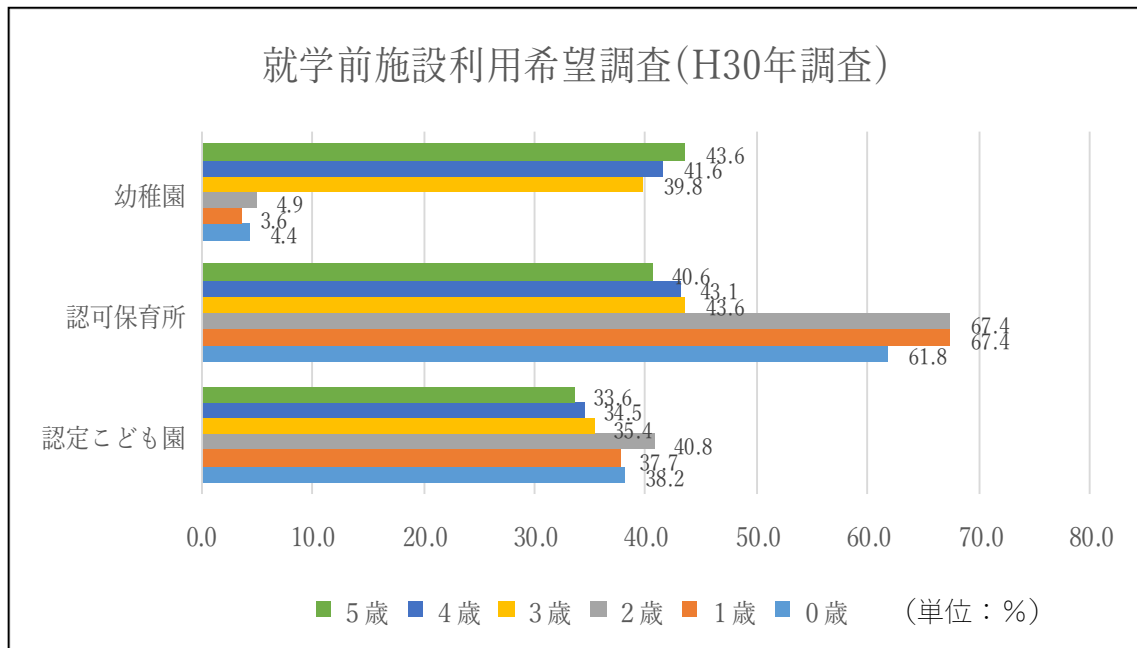


※令和元年10月より保育料の無償化開始

#### (5) 就学前施設の利用希望状況 (ニーズ調査から)

令和6年に行った未就学児童を持つ保護者の利用希望調査結果は、以下のとおりとなっています。前回、平成30年に行った同調査と比較すると、認定こども園の利用希望者が全ての年齢において増加しています。





※未就学児童が利用希望する調査の選択肢のうち、幼稚園、認可保育所及び認定こども園を抜粋しています。調査では、他に幼稚園の預かり保育や家庭的保育事業など、希望する事業を2つまで選択できる設問となっています。

#### (6) 待機児童の状況

令和元年度以降、継続して待機児童が発生しています。

未就学児童の人口は減少傾向にありますが、認定こども園等への入所申込み者数は横ばいであることから、保護者のニーズが幼稚園から認定こども園等へ変遷しているものと分析しています。

現状の市内認定こども園等の総定員数は入所希望者と同程度であります。複数の施設において保育士不足により定員まで受入れができていない実情があります。

#### 令和元年度以降の待機児童者数

(単位：人)

年度	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
R 1	3	0	0	0	0	0	3
R 2	0	0	5	0	0	0	5
R 3	4	0	0	2	0	1	7
R 4	0	5	0	0	0	0	5
R 5	4	2	0	0	0	0	6
R 6	4	5	0	2	0	0	11

※各年度4月1日現在

## 第3章 施設整備の基本方針

### 1 未就学児童数から見た総定員数及び必要施設規模

第3期相生市子ども・子育て支援事業計画策定に基づき算出した、将来の未就学児童数推計では、コロナ禍や物価高騰等が出生数減少に大きく影響していると考えられ、令和11年の児童数は、現時点で750人程度と大きく減少しています。このため、市立保育所等の総定員数及び施設総量についても、縮小することを見込んでいます。

また、施設の種別では、保育料無償化の影響により、フルタイム対応施設（認定こども園等）への入所希望が増加傾向にある一方、フルタイム非対応施設（幼稚園）の入園希望が減少傾向となっていることから、フルタイム対応施設の規模を維持しながら、フルタイム非対応施設を縮小し、将来的に市立保育所等の総定員数及び施設総量の縮小を図ります。

### 2 施設整備の考え方

#### (1) 本市が目指す未就学児童の保育・教育の実施

魅力的で特色ある未就学児童の保育・教育活動が行えるよう、本計画第1章で示した本市の未就学児童の保育・教育ビジョンの適切な推進が図れる施設を整備する必要があります。

#### (2) 待機児童の解消

施設整備を検討する上で、待機児童の解消は最も重要な課題であると認識しています。保育力を低下させずに、配置基準に沿った効率的な保育士等の配置を勘案する必要があります。

#### (3) 保護者ニーズ等現状に沿った施設形態

保護者のニーズを勘案しつつ、社会潮流や将来の児童数の推移を勘案した施設の種別や定員の設定を検討する必要があります。

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との関係

本市における公共施設マネジメントは、平成28年度に策定した「相生市公共施設等総合管理計画」に基づき実施しており、その基本方針として将来コストの縮減を掲げています。そのため、施設更新時には機能維持を前提として複合化や集約化を含め、保有床面積の縮減を行うこととしています。

#### (5) 施設整備及び維持管理経費との関係

一般的に施設整備に関しては、一定の定員であれば棟数が少ない方（例えば、定員40人の保育所を2棟整備するより、定員80人の保育所を1棟整備する方）が、整備コストが低くなります。さらに、運営経費を含めた維持管理経費につい

ても同様であり、将来の施設更新についても、棟数が少ない方が将来コストを縮減することができます。

また、公立で保育所を整備する場合には、補助金の活用ができず、財源の確保が難しいため、複合化・集約化によって地方債を活用し、かつ、遊休資産となる敷地について、売却や貸付け等により財源の一部を確保することができます。

#### (6) 施設整備の基本方針

今後、限られた財源において、少子高齢化による社会保障費や公共施設の老朽化による更新経費などの増加に対応し、持続可能な財政運営を行う必要があります。

そのため、市立保育所等の建替えなどについては、補助金や地方債での財源を確保し、一般財源を抑えた改修経費となる方式を優先的に採用し、将来にわたる維持管理経費も含め、費用対効果の面からも施設の複合化・集約化が重要と考えます。

上記(1)から(5)に基づいた上で、市立保育所等についても、私立保育所等の運営に配慮しつつ、施設総量の縮減のための複合化・集約化を施設整備の基本的な方針とします。また、複合化・集約化については、社会潮流(国主導の認定こども園化の推進)や保護者意識(フルタイムで預けられる施設へのニーズ)、施設整備の際の補助金や起債等から、認定こども園として整備することを基本方針とします。

#### (7) 施設の運営方法

市立保育所は相生市社会福祉事業団を指定管理者として管理運営を委託しています。一方、市立幼稚園は、市職員である幼稚園教諭による直営で運営を行っているため、新しい施設等の運営方法についてもメリットやデメリットを整理しながら検討を行いました。

## 第4章 市立保育所等の適正配置

### 1 適正配置

- ・相生保育所、矢野川保育所、相生幼稚園、矢野川幼稚園及びあおば幼稚園を統合し、認定こども園として運営する。
- ・その他の市立保育所等については、利用希望状況や保護者ニーズ、社会情勢等に注視しながら適宜見直しを行い、将来的には統合し、認定こども園として運営する。

### 2 運営形態

新たな市立認定こども園、市立保育所等の全てを市直営で運営する。

### 3 施設整備地

緑ヶ丘三丁目（消防団第9分団車庫東側）の市有地

#### 4 新施設までの距離と所要時間



地図上	保育所名	距離	自動車での 所要時間
統廃 合対 象施 設	① 相生保育所	5.3km	10分
	② 矢野川保育所	5.0km	8分
	③ 仮設相生・矢野川保育所	3.8km	8分
	④ 相生幼稚園	5.9km	12分
	⑤ 矢野川幼稚園	3.4km	6分
	⑥ あおば幼稚園	2.3km	4分
⑦	平芝保育所	4.9km	9分
⑧	平芝幼稚園	5.3km	10分
⑨	中央幼稚園	3.1km	8分
⑩	山手幼稚園	3.1km	7分

※ 地図上には統廃合対象施設のみ施設名を記載  
 ※ 距離及び所要時間は Google Map を使用し計測

## 5 市立保育所等として整備が必要となる施設の規模

ここで行う施設規模の考え方については、第3期相生市子ども・子育て支援事業計画策定に基づき算出した就学前施設利用の推計事業量の令和11年度実績推計値及び令和6年度の待機児童等の解消を見込みつつ、私立保育所等の運営を大きく圧迫することがないように配慮しながら、市立の就学前保育・教育施設として必要となる規模の算出を行った上で新たな施設の定員を見込みます。

なお、より適した規模の施設が整備できるよう新施設建設時期直近の未就学児童数や入所希望者数等の状況を改めて確認し、必要に応じて定員数等の見直しを行います。

### (1) 施設の規模

#### ア 令和11年の未就学児童見込数

第3期相生市子ども・子育て支援事業計画策定に基づき算出した、令和11年の未就学児童見込数は以下のとおりです。

学年	未就学児童 見込数
0歳児	112人
1歳児	113人
2歳児	121人
3歳児	120人
4歳児	134人
5歳児	132人
合計	732人

イ 幼稚園及び認定こども園等への利用希望児童見込数

第3期相生市子ども・子育て支援事業計画策定に基づき算出した令和11年度の就学前施設の実績推計値に、令和6年4月1日現在の待機児童及び保留児童数を加えた数を令和11年度の幼稚園及び認定こども園等への利用希望児童数として見込みます。

(単位：人)

学年	令和11年度利用児童見込数 (A)			待機・保留 児童数 (B)	利用希望児童見込数 (C)((A)+(B))		
	1号	2・3号	合計		1号	2・3号	合計
0歳児		15	15	8		23	23
1歳児		54	54	10		64	64
2歳児		70	70	2		72	72
3歳児	58	70	128	9	58	79	137
4歳児	65	78	143	4	65	82	147
5歳児	90	63	153	3	90	66	156
合計	213	350	563	36	213	386	599

※待機・保留児童数については、令和6年4月1日現在の実績に基づく。

※1号認定(1号)：満3歳以上の就学前児童で、幼稚園又は認定こども園(幼稚園部分)を利用する児童が受ける必要がある認定のこと。

2号認定(2号)：満3歳以上の就学前児童で、保育の必要な事由に該当し、保育所や認定こども園(保育所部分)を利用する児童が受ける必要がある認定のこと。

3号認定(3号)：満3歳未満の就学前児童で、保育の必要な事由に該当し、保育所や認定こども園(保育所部分)、小規模保育所、家庭的保育室等を利用する児童が受ける必要がある認定のこと。

ウ 市立保育所等の受入必要児童見込数

「イ 幼稚園及び認定こども園等への利用希望児童見込数」から令和6年4月1日現在の私立保育所等での受入数を差し引いた数を市立保育所等で受け入れる必要がある児童数として見込みます。

(単位：人)

学年	私立保育所等受入数 (D)			市立保育所等受入必要児童見込数 (E)((C)-(D))		
	1号	2・3号	合計	1号	2・3号	合計
0歳児		12	12		11	11
1歳児		39	39		25	25
2歳児		55	55		17	17
3歳児	13	59	72	45	20	65
4歳児	14	59	73	51	23	74
5歳児	15	46	61	75	20	95
合計	42	270	312	171	116	287

エ 新施設の受入必要児童見込数

新施設での受入必要児童数は、「ウ 市立保育所等の受入必要児童見込数」から、令和6年4月1日現在の統合対象外の市立保育所等での受入数を差し引いた数を新施設で受け入れる必要がある児童数として見込みます。

(単位：人)

学年	統合対象外市立保育所等 受入児童見込数 (F)			新施設の受入必要児童見込数(E)-(F)		
	平芝・中央 ・山手幼 (1号)	平芝保 (2・3号)	合計	1号	2・3号	合計
0歳児		0	0		11	11
1歳児		6	6		19	19
2歳児		9	9		8	8
3歳児	30	9	39	15	11	26
4歳児	39	14	53	12	9	21
5歳児	59	15	74	16	5	21
合計	128	53	181	43	63	106

オ 新施設の定員数

新施設の定員数は、「エ 新施設の受入必要児童見込数」を基本に、年度途中の入所希望者等の受入れや私立保育所等の人口減少に伴う定員数見直しに対応できるように、150人とします。

学年	定員数	うち教育希望児童数 (1号認定)	うち保育希望児童数 (2・3号認定)
0歳児	12人		12人
1歳児	20人		20人
2歳児	10人		10人
3歳児	36人	20人	16人
4歳児	36人	20人	16人
5歳児	36人	20人	16人
合計	150人	60人	90人

#### カ 新施設の配置基準上の保育士必要数

保育士の必要数は、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）」（以下「国基準」という。）第5条「職員の数等」の規定に基づき算定すると、以下のとおり園長を含め最低18人が必要となります。

算定基準	児童数	保育士最低必要数
園長	—	1人
0歳児3人につき1人	12人	4人
1歳児6人につき1人	20人	4人
2歳児6人につき1人	10人	2人
3歳児15人につき1人	36人	3人
4歳児25人につき1人	36人	2人
5歳児25人につき1人	36人	2人
合計	150人	18人

※配置基準 0歳児：3対1、1・2歳児：6対1、3歳児：15対1、4・5歳児：25対1で算定

#### キ 園舎・園庭の面積

新施設の園舎及び園庭等の面積については、国基準第6条「園舎及び園庭」及び第7条「園舎に備えるべき設備」の規定に基づき算定すると、園舎が2,000㎡、園庭が1,000㎡、合計3,000㎡程度の面積が必要となります。

#### (2) 施設運営に要する職員数（所長、園長、保育士、教諭、保育教諭）

前記「4 市立保育所等として整備が必要となる施設の規模」「(1) 施設の規模」「オ 新施設の定員数」に係る配置基準を満たす職員数は、最低18人で、その他の市立保育所等の職員数16人と合わせると、新施設整備後の公立の就学前施設の職員は全体で34人が必要と見込みます。

令和6年4月1日現在、市立保育所等には36人の職員（正規職員又はフルタイム非正規職員）を配置しており、新施設整備後は保育士2人の余剰が見込まれ、余剰となる保育士を活用することで、保育活動の充実、保育士等の負担軽減、待機児童の解消につながるものと考えます。

## 6 新施設での保育教育活動の開始時期

新施設の建設を行うに当たっては、市民の皆様のご理解を始め、園舎や園庭などの位置を明確にした配置計画や外観や内観の完成イメージなどを行う施設の基本設計や、基本設計に基づき建築を実際に施工するための設計図書を作成する実施設計等を行っていく必要があります。

実施設計完成後には、建設業者の決定や施設を建設するための敷地の開発に係る許可や建物の建築に係る許可を県より受けた後、新施設の建設が始まります。

これらの工程を踏まえると、現状では令和11年度に新施設が完成する見込みとなるため、新施設での保育教育活動の開始については、令和12年度を目指して準備を進めていきます。

## おわりに

本方針は、公立の就学前施設において、相生市の未来を担う就学前児童の健全な育成を図るための、将来を見越した未就学児童の保育、教育の指針や施設整備など、市立保育所等のあり方を示したものです。

保育・教育の指針としては、主体的な判断力、未来を切り拓く力、多様な人と共生する豊かな心を持った人づくりを目指し、あらたに10の方針を定め、人づくりの根っこを養う保育・教育を継続して進めていくこととしています。

また、施設整備については、就学前児童数の推移を見越しつつ、魅力的で特色のある保育、教育の指針の適正な推進や待機児童の解消、保護者ニーズ等現状に沿った施設形態等が図れるよう、相生保育所、矢野川保育所、相生幼稚園、矢野川幼稚園及びあおば幼稚園を統合し、認定こども園として新たな施設を整備、令和12年度からの供用開始を目指すこととしました。

さらに、その他の市立保育所等については、保育所又は幼稚園として一定のニーズがあることから、利用希望状況や保護者ニーズ、社会情勢等に注視しながら、適宜見直しを行い、将来的には統合し、認定こども園として運営することとしています。

引き続き、社会情勢や就学前児童数の推移、保護者ニーズ等、さらに幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領など、本方針に特に大きく影響を及ぼすような変化要因等に注視しながら、本市の子ども達への保育教育活動が安全安心に行っているよう本方針の適切な推進に努めていきます。

